

令和7年度

立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金

補助対象事業 募集要項



表紙画像：令和6年度文化芸術のまちづくり補助金対象事業より

文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金とは

立川市内で活動する文化芸術団体等が、立川市内で実施する事業を支援することを目的として、立川市の文化芸術団体支援機関である立川文化芸術のまちづくり協議会が実施するものです。

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施される事業で、一定の条件を満たすものに対し、最大50万円の補助をします。対象事業の申請年数に応じて、**補助金・奨励金**の制度がそれぞれあります。補助金の限りある財源を有効に分配するため、補助対象事業選定委員会を通して事業の評価を行い、補助対象事業を決定します。

補助金は文化芸術の育つ環境づくりを目的とした文化芸術活動で公益性を有し、地域社会の文化芸術の向上に寄与する活動や先進性や独創性を持った活動、発展性や波及性を持った活動などを目的とした事業を対象としています。

奨励金は補助金を3年間交付された事業で公益性を有し、継続的な取り組みによって社会貢献度が高いと認められる文化芸術活動を対象としています。

目 次

補助金・奨励金概要 - - - - - 1

補助対象経費について - - - - - 8



立川文化芸術のまちづくり協議会キャラクター
「メロリン」

令和6年度 補助金・奨励金実績

上段：事業名・団体名		上段：開催時期	補助金交付・申請実績			奨励金交付・申請実績		
下段：内容		下段：開催場所	①	②	③	①	②	③
アール・ブリュッ立川2024 —心が描くアートを届ける—	アール・ブリュッ立川実行委員会	通年	R1	R2	R3	R4	R5	R6
アール・ブリュッ作家の生活圏の多くが福祉の環境の中にある。こうした作品の価値を見出すことや支援するためには彼らをサポートする環境改善が必要になってくる。作家らが十分に表現活動出来る環境を作るには、多くの市民の理解が何よりも大きな力となる。アートの持つ力で市民の理解を得て障がいのある人もない人も垣根無く暮らせる街づくりを目指している。また、誰もが気軽にアートを楽しめる場所などアール・ブリュッ立川の拠点となる場所の実現を目指している。		立川市を中心とした多摩地域						
立川ふれあいこどもまつり	立川ふれあいこどもまつり実行委員会	3月9日（日）	R1	R3	R4	R5	R6	—
立川市で3年間開催され、舞台芸術と子どもたちの出会いの機会をつくった東京都事業「ふれあいこどもまつり」を引き継ぎ、地域に根ざしたまつりとして存続させるため、この間に関わった地域の団体・個人で実行委員会を立ち上げた。子どもたちが舞台芸術をはじめとする様々な文化に一度にふれることで、その楽しさに気づき親しむきっかけをつくることを目的とする。		たましんRISURUホール						
オーケストラによるクラシックコンサート	ムジカ プロムナード	10月12日（土）	R3	R4	R5	R6	—	
フルオーケストラによるクラシックコンサートを実施することにより、地域に生の演奏に触れる機会を提供するとともに、地域のオーケストラとして市民との交流を深める。演奏会を継続実施することにより、団員の技術向上を図るとともに、団員の親交を深める。		たましんRISURUホール大ホール						
こどもも大人も見る聴く体験する 立川古今東西音楽会	ライフアートユニオン	3月28日（金）	R4	R5	R6	—		
立川市在住の能楽の名人今井尋也と、立川市在住の才能あふれるオペラ歌手増原英也と立川市在住のパーカッショニスト久田祐三を中心に古今東西の音楽のセッションを行い、文化都市立川市の魅力とそこから生み出される新しい文化の創造を行う。立川市の文化の中心であるリスルホールにて、子供からお年寄りまで楽しめる小鼓や歌、パーカッションの体験型ワークショップとコンサートを行い、古今東西の音楽への理解を深める。		たましんRISURUホール小ホール						
～大好きなまち立川～ たちかわ吹奏楽フェスタ2024	立川市吹奏楽交流会	11月24日（日）	R4	R5	R6	—		
吹奏楽コンサートを開催することにより、立川市内で盛んな吹奏楽を身近に感じてもらうとともに、吹奏楽の振興、吹奏楽を通じた世代間の交流や地域コミュニティの振興を図ることを目的としています。対象は実施団体のほか、市内吹奏楽団体（小学校、中学校、高等学校、大学、一般）、吹奏楽愛好家、市民一般。		たましんRISURUホール大ホール						
立川ニューイヤーオペラガラコンサート とアウトリーチプログラム	遊 音楽企画	1月19日（日）ほか	R3	R6	—			
立川市で4度目となる地域密着型の音楽公演。若手音楽家を中心に上質な演奏会と有名なオペラのプログラムの魅力的なコンサートである。小学校や児童養護施設へのアウトリーチコンサートの実施も行った。		たましんRISURUホール小ホール、立川市立柏小学校ほか						
夏休み音楽祭～オペラとクラシック音楽に親しむ1日～	一般社団法人東京オペラNEXT	8月18日（日）	R6	—				
一般社団法人東京オペラNEXTとヴォルト管弦楽団の共催事業。ヴォルト管弦楽団で単独開催を企画していたが、単独開催が難しくなり、東京オペラNEXTとの共催となった。こうした背景により準備期間が2か月ほど短くなったが6名のソリスト陣の協力を得て、充実のプログラムによるオペラガラコンサートの実施ができた。		たましんRISURUホール大ホール						

8 事業中 7 事業採択

交付額合計2,486,000円

補助の対象となる団体及び事業

補助を受けるには、以下の条件を満たす必要があります。

補助対象となる団体の条件（補助金・奨励金共通）

- (1) 文化芸術活動を行っているか、今後（継続的に）行う意思がある団体であること
- (2) 構成員が5人以上の団体であること
- (3) 主たる活動の場が立川市内にあるか、今後立川市内で（継続的に）活動する意思がある団体であること
- (4) 営利活動を目的としない団体であること
- (5) 政治活動や宗教活動を目的としない団体であること
- (6) 暴力団もしくはその統制下にある活動を行っていない団体であること

○ 法人格の有無、学生・社会人は問いません。

○ 団体の規約や会則及び会員名簿を応募書類に添付してください（お持ちでない場合はご相談ください）。

補助対象となる事業の条件

【補助金】

- (1) 主に立川市内で実施すること※¹
- (2) 公益性を有すること及び市民生活において不特定多数の利益に寄与すること※²
- (3) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施すること
- (4) 政治活動及び宗教活動を目的としないこと
- (5) 次の①～⑤に該当する文化芸術事業であること
 - ① 地域社会の文化芸術の向上に寄与する事業
 - ② 先進性を持った事業
 - ③ 独創性を持った事業
 - ④ 発展性・波及性を持った事業
 - ⑤ その他、特に必要と認める事業※³
- (6) 応募する事業が立川市及び立川市の外郭団体から補助金を受けていないこと
- (7) 企画制作されたパッケージを購入する「買い公演」や営利を目的とする「招聘公演」でないこと

※¹ 立川市民が主な対象であれば、この限りではありません。

※² その事業による受益者が団体構成員や特定の人だけの場合には対象となりません。

※³ 立川文化芸術のまちづくり協議会及び選定委員会で個別に判断します。

【奨励金】

左記補助金の条件に加え、以下の条件を満たし、文化芸術の育つ環境づくりを積極的に推進する事業を対象とします。

- (1) 立川文化芸術のまちづくり事業補助金を既に通算3年間活用していること
- (2) 公益性が高く、市民生活において不特定多数の利益に大きく寄与すること
- (3) 立川の文化芸術によるまちづくりのために、特にその継続が必要と認められること
- (4) 本奨励金を活用しない自立性ある運営を目指して、財源確保等の自主的な取組を実施又は令和7年度中に実施を予定していること

補助金の内容と交付期間

補助金・奨励金額の上限は 50 万円。自己資金の持ち出しを軽減し、事業の新規開始時をサポートすることを目的に、補助の対象となる事業経費に対する補助金の割合を以下の通りとします。

補助金の交付 1 年目が 4 分の 3 以内、2 年目が 3 分の 2 以内、3 年目が 2 分の 1 以内。奨励金は 2 分の 1 以内。補助金・奨励金の交付は予算の範囲内で行います。

また、補助金・奨励金の申請額が 5 万円以上の事業を対象とします。

審査は非公開とし書類審査及びヒアリングを行います。同一年度で応募できるのは 1 事業のみ。

同一事業の補助金・奨励金の交付については通算 3 回を限度とします。ただし、一度の応募・審査で 3 回の補助が約束されるものではなく、各年度の事業募集に応募し、選定委員会で認められる必要があります。

〈例えば〉

補助対象経費 50 万円の事業を申請する場合		1 年目	2 年目	3 年目・奨励金
	補助金・奨励金（上限）	375,000 円	333,000 円	250,000 円
	自己資金	125,000 円	167,000 円	250,000 円

* 審査により交付予定額の上限と事業終了時の補助対象経費に対する割合を決定し、最終的な交付額に反映させます。

補助の対象とする経費

補助の対象となる経費は、対象の事業に係る経費のうち、次に挙げるものとします。

対象経費上限額などの詳細については、8 ページ以降に掲載している「補助対象経費について」をご確認ください。

補助対象経費	補助対象外経費
○講師等謝礼費（講師謝礼、アルバイト賃金、出演料等） ○消耗品費（事業に使用する文具等） ○印刷製本費（チラシ・ポスター・プログラム等） ○通信運搬費（郵便料、ガソリン代等） ○使用料（会場使用料、借り上げ料等） ○保険料（傷害保険料等） ○その他の経費（委託料、印紙代等）	× 団体事務運営費（備品や日常事務のための消耗品、光熱水費等） × 食糧費・宿泊費 × 団体の構成員が受取人となる謝礼等 × その他選定委員会が不適当と認める経費 × 振込手数料

○領収書の宛名は、代表団体名としてください。

申請時の相談について

○補助金・奨励金の申請にあたって、ご相談を受け付けます(希望者のみ)。

下記にご連絡いただき、ご予約の上、お気軽にご相談ください。

TEL : 042-526-1312 (直通) FAX : 042-525-6581
e-mail : kyougikai@tachikawa-chiikibunka.or.jp

応募の方法

応募の方法は、下表のとおりです。

応募期間	令和7年7月11日(金)～令和7年8月22日(金) <必着>
応募書類	指定の応募用紙(第1・2・3号様式)をお使いください。 なお、別に添付書類として以下の書類も必要です。 ①団体の会則・規約・定款等 ②会員名簿(会員名簿は、審査及び事業内容の確認のみに使用します) ③団体の年間活動や予算・決算等のわかる資料(総会資料等) * 応募用紙は、協議会事務局(たましん RISURU ホール2階)で7月11日(金)から配布する募集要項内のほか、立川市や財団のホームページからダウンロードできます。 * ご提出いただいた応募書類の返却はできません。
提出方法	●郵送提出 <令和7年8月22日(金)締切必着> 宛先：〒190-0022 立川市錦町3-3-20 たましん RISURU ホール2階 立川文化芸術のまちづくり協議会事務局 (公益財団法人立川市地域文化振興財団内) (応募書類在中)と明記してください) ●直接提出 たましん RISURU ホール2階「立川市地域文化振興財団」へ直接お持ちください。 土曜・日曜・祝日はお休みです。 午前9時～正午、午後1時～午後5時の間にご提出ください。

【補助金応募から事業完了報告までのスケジュール】

応募期間	令和7年7月11日(金)～令和7年8月22日(金)
ヒアリング	令和7年9月9日(火)
事業実施期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
報告書提出	令和8年4月15日まで(事業完了後随時)

補助金・奨励金対象事業の審査

選定委員会において、応募事業の書類審査及びヒアリングを行います（非公開）。

●書類審査及びヒアリングについて

団体や事業の内容、書類等が応募の要件を満たしているか、不適切な経費計上はないかを確認するための審査です。書類審査で問題がない団体にはヒアリングを行います。

●ヒアリング日程について

日程及び場所	<u>令和7年9月9日（火）午後</u> たましん RISURU ホール 第4会議室 （申請受領後、申請者宛に時間を通知します。）
発表方法	プレゼンテーション及びヒアリング
審査方法	応募団体ごとに指定する時間に審査を行います。各団体が行う事業等について、質疑応答を行います。

●審査基準について

選定委員会では、以下の項目に留意して審査を行います。

- ① 社会貢献度・地域貢献度
- ② 安定性・計画性
- ③ 発展性・波及性
- ④ 独創性・先進性
- ⑤ 今日性・重要度
- ⑥ 情熱・意欲・熱意

●審査結果について

審査結果は、順次「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金交付対象事業審査結果通知書」（第4号様式）で各応募団体に通知します。また、対象となった事業及び団体の名称は協議会及び立川市または財団のホームページなどで公表します。

事業報告・交付申請

- 補助金交付を受けた団体は、事業終了後 1 ヶ月以内（事業終了が年度末の場合は、令和 8 年 4 月 15 日まで）に実績報告書類を提出していただきます。
- 交付額は、交付予定額以内で、補助対象経費（事業終了時）に対して審査結果通知書に記載された割合以内の金額（1,000 円未満切り捨て）となります。
- 報告の際、書類の不備や誤った記載があった場合は修正していただく必要があります。日程に余裕をもった報告に、ご協力ください。
- 期日までに報告が確認できないときは、補助金が不交付となり返還請求をする場合があります。

報告時の提出書類

- ・「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金実績報告書」（第 8 号様式）
- ・「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金事業報告書」（第 9 号様式）
- ・「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金収支決算書」（第 10 号様式）
- ・「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金交付申請書」（第 11 号様式）
- ・領収書の写し（コピー）【宛名が主たる団体のもの】
- ・出納簿（コピー可）
- ・事業の成果物（冊子・パンフレット・チラシ等）
- ・事業実施時の写真（デジタルデータ含む）
- ・その他参考資料

- 必ず写真や映像を記録して、活動の様子を記録・保存して下さい。
- 活用事業発表会を開催する場合は、日程・場所など詳細について補助金・奨励金を交付する団体に追って通知します。
- 立川文化芸術のまちづくり協議会が「事業成果報告書」を作成する場合には、原稿の寄稿などのご協力をお願いいたします。

補助金・奨励金の前払い

「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金交付対象事業審査結果通知書」（第 4 号様式）で内定を通知された団体で、前もって補助金・奨励金の一部の支払いを受けなければ対象事業の実施が困難な場合、申請により交付予定額の 2 分の 1 まで（1,000 円未満切り捨て）の前払いを受けることができます。

前払いを受けようとする場合、「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金前払申請書」（第 5 号様式）を提出して下さい。申請書の提出を受けて、補助金・奨励金（前払い分）をお支払いします。

補助金・奨励金（前払い金）は交付予定額（内定）を前提としてお支払いするもので、事業終了後の決算の際に協議会による報告書類の確認をもって、最終的な交付額を決定します。

事業実施にあたっての留意事項



TACHIKAWA
BILLBOARD

1. ポスター・チラシ・パンフレット・看板等の製作について

ポスター・チラシ・パンフレット・看板等を製作する際には、
「令和7年度 立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金
助成事業」の文言とロゴマークの明記をお願いいたします。



TACHIKAWA BILLBOARD

2. 事業・団体に関する情報提供について

市民や各種メディア等から事業に関する問い合わせがあった場合には、応募書類に記載されている団体の代表者名および事務所連絡先を公開しますので、ご了承ください。

補助金申請までの流れ

【応募期間】

7月11日（金）～8月22日（金）（必着）
公益財団法人立川市地域文化振興財団へ提出

【ヒアリング】※参加必須

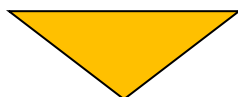
日程：令和7年9月9日（火）午後
場所：たましん RISURU ホール 5階 第4会議室

【採択事業決定】ヒアリング後、応募団体へ審査結果通知送付

【交付申請・交付決定】予算の範囲内で交付決定額を調整します。

【補助対象事業】事業実施

※希望する団体には補助金・奨励金を事前交付



【事業完了】令和8年3月31日まで

事業完了後、令和8年4月15日までに事業報告書一式を提出
事務局が報告書類を確認後、補助金・奨励金を交付

補助対象経費について

補助金を適正かつ公正に各団体に交付するため、下表のとおり「立川市文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金」の補助対象経費について基準を定めています。この補助金は、文化芸術活動団体の「自主的な活動」を支援し、かつ、団体の運営そのものではなく、実施する事業に対して交付するものですので、この目的に沿って定められた基準です。

- ☆ 補助金への応募の際は、この基準をご参照のうえ、事業収支予算書を作成してください。
できるかぎり、この基準に沿った予算立てをお願いいたします。
 - ☆ 事業を実施するためやむを得ず、基準に沿わない事項が出てしまう場合には、その理由がわかるように、予算書に内訳を詳しく記載するか、別途書類を添付するなどして、事情の説明をお願いいたします。その事情を含めて、選定委員会にて適否を判断いたします。
- * なお、謝礼や委託料が著しく高いなど、あまりに特異な場合には、予算立ての根拠とした見積書等の資料提出をお願いすることもありますので、予めご了承ください。

立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金 補助対象経費基準表

項 目	補助金・奨励金の対象範囲・予算計上にあたっての注意事項
講師等謝礼	★総事業費に対する謝礼費の割合が著しく高い場合は対象としない場合があります。 講 師 ◆一般の人が広く参加する講習会・講演会等に講師を招く場合を対象とします。 ※団体構成員のみが参加する学習会等のための講師は対象になりません。 ◆補助の対象となる単価の上限は 1時間あたり15,000円 とします。 ※上限を超える部分は、補助対象外経費に計上してください。 ◆内訳欄で、予定講師・単価・時間等を明確にしてください。 (予定している講師について、詳細な資料があれば併せて提出してください。) ◆招へいにかかる交通費は上記単価に含めてください。 ◆団体構成員が講師を務める場合、その謝礼は対象になりません。 アルバイト ◆応募事業実施のために必要なアルバイトのみを対象とします(事務運営に関わるとみなされる場合は対象になりません)。 ◆補助の対象となる単価の上限は、1時間あたり 一般：1,170円 /有資格者(保育等)：1,350円 とします。 ※上限を超える部分は、補助対象外経費に計上してください。 ◆内訳欄で、アルバイト内容・単価・時間・人数等を明確にしてください。 ◆アルバイトにかかる交通費は、実費相当分とします。 謝礼費欄に内訳を明確にしながら計上してください。
(次頁につづく)	

項 目	補助金・奨励金の対象範囲・予算計上にあたっての注意事項
講師等謝礼 (つづき)	出演料 ◆内訳欄で、招聘する出演者、単価等を明確にしてください。 (予定している出演者について、詳細な資料があれば併せて提出してください。)
消耗品費	事業に使用する文具等の消耗品を対象とします。 ◆内訳欄で、内容・単価・数量等を明確にしてください。 ◆記念品は対象になりません。 ◆備品となるものは対象になりません(パソコン用ソフトも備品に準じます)。
印刷製本費	チラシ・ポスター・プログラム等の印刷製本費用を対象とします。 ◆内訳欄で、作成物・単価・数量等を明確にしてください。 ◆業者に発注する場合も印刷製本費として計上してください(内訳は同様に明示してください)。
通信運搬費	郵送料 郵便代・宅配便代など郵送にかかる費用を対象とします。 ◆内訳欄で、内容・単価・数量を明確にしてください。 運搬費 ガソリン代や、業者に発注して運搬する場合などに必要な経費を対象とします。 ◆内訳欄で、内容・単価等を明確にしてください。 ◆構成員が車を提供した場合にはガソリン代のみ対象となります(車の提供者名の領収書ではなく、ガソリンスタンドの領収書が必要となりますのでご注意ください)。 提供者への謝礼等は対象になりません。 ◆レンタカー使用の場合で、借上げ代金の中にガソリン代が含まれる場合は、使用料(借上げ料)と一緒に計上してください。 ◆運搬作業のためにアルバイトを要した場合でも、アルバイト費用は「謝礼費」に計上してください。 電話・FAX・インターネット等通信料 通常の事務経費との区別が難しいため、対象になりません
使用料 (次頁につづく)	会場使用料 催物の使用にかかる経費を対象とします。 ◆事業実施のために必要なもののみを対象とします。 ◆内訳欄で、予定会場・単価・時間等を明確にしてください。

項 目	補助金・奨励金の対象範囲・予算計上にあたっての注意事項
使用料 (つづき)	借上げ料 資機材・レンタカーなどの借上げにかかる経費を対象とします。 ◆事業実施のために必要なもののみを対象とします。 ◆内訳欄で、借用物・単価・時間等を明確にしてください。 駐車場料金 事業実施上、止むを得ない場合のみを対象とします。 (例：実施当日に係る資機材搬送用車両の駐車など) ◆内訳欄で、内容・単価・時間等を明確にしてください。
保険料	★ 事業実施当日はもちろんですが、事業執行にあたり必要な傷害保険等には必ず加入してください。 ◆内訳欄で、内容を明確にしてください。 ☆『ボランティア保険』や『行事保険』は、東京都社会福祉協議会で取り扱っています。市内では、「市民活動センターたちかわ」にて受付・相談を行っています。 市民活動センターたちかわ Tel. 042-529-8323
その他	交通費 事業実施にあたり必要不可欠な交通費について、<u>公共交通機関を使用した最短の距離</u>で算出した額を補助の対象とします。 ◆内訳欄で内容（区間・運賃・人数等）を明確にしてください。 ◆タクシーを使用する場合は、公共交通機関を使用するより安価であるか、タクシーを使用することに特段の理由がある場合のみ対象とします。 ◆レンタカーを使用する場合は、公共交通機関を使用するより安価であるか、車を使用することに特段の理由がある場合のみ対象としますが、「使用料」に計上してください。 ◆団体構成員の車を使用した場合、当該構成員への謝礼は補助の対象になりません。また、そのガソリン代については、公共交通機関を使用するより安価であるか、車を使用することに特段の理由がある場合のみ対象とします。交通費として計上してください。その場合には、ガソリンスタンドの領収書が必要（車提供者の名前での領収書は不可）となりますのでご注意ください。 ◆講師・出演者等の招聘にかかる交通費は、「謝礼費」単価に含んでください。 ◆「謝礼」を支払わない講師・出演者への交通費は、実費を「交通費」として計上し、内訳欄で内容（交通機関・運賃等）を明確にしてください。

(次頁につづく)

項 目	補助金・奨励金の対象範囲・予算計上にあたっての注意事項
その他 (つづき)	委託料 ★ 総事業費に対する委託料の割合が著しく高い場合、あるいはその作業を外部に委託する必要性が認められない場合には、対象としない場合があります。 ◆内訳欄で、委託内容を明確にしてください（詳細な資料があれば別添してください）。 その他、事業実施に必要と認められるものを対象とします。 例：各種申請手数料 ・ 印紙代 ・ 著作権料 など ◆「雑費」「予備費」等の名目では対象になりませんので、具体的に記載してください。 ◆内訳欄で、内容や必要な事情等を明記してください。
対象外経費	以下のような経費は、補助の対象になりません。 団体事務運営費 備品や日常事務のための消耗品購入費・通信費・印刷費・人件費・家賃・光熱費など 食糧費 ・ 宿泊費 ・ 受取人が構成員となる「謝礼」等 振込手数料 ※令和7年度から対象外経費となります その他、当補助金制度の趣旨・申請事業の内容等を勘案して、<u>選定委員会が適切でない</u> <u>と判断するもの</u>は対象になりません。

お問い合わせ先

立川文化芸術のまちづくり協議会事務局 補助金担当
(公益財団法人立川市地域文化振興財団 文化事業係)

〒190-0022 立川市錦町 3-3-20

TEL : 042-526-1312 FAX : 042-525-6581

e-mail : kyougikai@tachikawa-chiikibunka.or.jp